

絆

184号



衆議院議員

桜田よしたか



日本！この国を強い国に！ ～国・地域・家族を守る～

平和安全法制の早期成立を！

☆憲法違反！？そんなことはありません。

国会では連日「安全保障法制」の議論が続いております。一部の学者や野党からは、集団的自衛権行使の容認については、「憲法違反」では！？との批判があがっております。しかし、昭和34年に下された「砂川事件」の最高裁判決では、“憲法9条は我が国が主権国としてもつ固有の自衛権をなんら否定していない”こと、“我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然”であるとしております。また、憲法9条には集団的自衛権行使を「禁止」または「制約」する条文規定はありません。

また国連憲章第51条でも、集団的自衛権はすべての国に認められた国際法上の「固有の権利」であり、当用憲法に明記されていなくとも、国連加盟国である我が国が主権国家として集団的自衛権を保有し行使することは当然であると思えます。

2-2 中国による南沙諸島の占拠状況(埋め立て後)



中国による南シナ海への「進出」状況。島を埋め立て、軍備を配置し始めました。

☆国民の命と平和な暮らしを守る法律「平和安全法制」 【自民党資料より】

今回の平和安全法制のポイントについて、簡単におさらいしたいと思います。

① 日本を守るために集団的自衛権の行使を限定的に容認します。

日本の同盟国や友好国が攻撃を受け、それが日本の存立も脅かすような「新3要件」にあたる限り、日本防衛のための自衛の措置として、必要最小限の武力行使の武力行使ができるようにします。

② 平和と安全を守る活動への支援を拡充・迅速化します。

日本の平和と安全に重要な影響を与える事態では、自衛隊による外国の軍隊への後方支援（補給・輸送・医療）などが円滑に行えるようにします。ただし、戦闘現場では支援活動を行いません。同様の後方支援を国際社会の平和と安全を脅かす事態でも行えようとするため、新しい法律をつくります。

③ 国際貢献を拡大します。

紛争後の国際貢献として、自衛隊がこれまでも参加してきた国連 PKO に加え、有志国が実施する類似の活動にも PKO と同様の条件を満たせば、参加できるようにします。また付近で活動中の日本人ボランティア等にも危険が及ぶような時には、自衛隊が駆けつけ警護できるようにし、そのようなケースに限り武器の使用を緩和します。

④ 離島警備の迅速な出動を在外邦人の救出を可能にします。

軍隊ではない、武装集団が離島を不法占拠するようなケースで、警察の対処能力を超えるような場合は、迅速に自衛隊が出動できるようにします。また、海外の日本人に危害が及びそうな時、その国の同意を得るなどの一定の条件のもと、自衛隊が救出に向かいことを可能にします。

⑤ 「新3要件」や国会承認などの厳しい歯止めがあります。

今回の平和安全法制には、厳しい歯止めをかけていますので、むやみに自衛隊を出すことはできないようにしています。国際貢献でも「参加5原則」などを満たす場合に限られ、外国の軍隊への後方支援は「国会の承認」を得なければなりません。武力を行使するような場合は「新3要件」を満たすことに加え、「国会の承認」も必要となります。



米軍高官と。Face to Face の関係が重要です。



私自身も、日本の重要な同盟国であるアメリカ政府、また我が国の国防の要である、陸・海・空各自衛隊の皆様とも積極的に意見交換を行っております。

☆平和安全法制 Q&A

Q1 将来的に徴兵制ができるって本当？

A. まったくの間違いです。当用憲法の間でも徴兵制は許されません。

政府も自民党も、徴兵制は憲法 18 条が禁じる「苦役」にあたるとして明確に否定しております。そもそも、21 世紀の現代においてまったくの素人を無理やりつれてきて、高度技術の塊である最新鋭の武器を使いこなせるでしょうか？日本を含めた先進 7 か国でも徴兵制の国は存在しません。

Q2 アメリカの要請を断れず、アメリカの戦争に巻き込まれませんか？

A. 絶対にありません。新たな日米合意の間にも、「日本が武力を行使するのは、日本国民を守る為に限る」と明確に記載しております。

集団的自衛権の行使は、憲法と平和安全法制で日本独自の厳しいルールを定め、日本防衛のための「新 3 要件」を満たす場合に限っております。仮にアメリカからこの要件に該当しない武力行使の要請があったとしても、拒否するのは当然で、かつての湾岸戦争、イラク戦争のような戦争に自衛隊が参戦することはありません。



安倍総理とは、小泉政権のころからの盟友です。



南アフリカ駐日大使のペコ氏と。私もアフリカは重要なパートナーとして、複数国訪問しております。



平日は、永田町で朝から晩まで動き回っておりますが、土日は地元で支援者の皆様の会合にお邪魔し、平和安全法制のことや、現在の政治について率直な意見交換をおこなっております。

永田町のこと、地元のこと、皆様から様々なご意見をお伺いしつつ、より良い政策に生かしてまいりたいと考えております。

支援者の皆様へご報告：

櫻田義孝新後援会長に「本多晃」元柏市長就任

今年2月、辻仲康伸後援会長のあまりにも早すぎる急逝という事態に直面致しました。私自身も大変な悲しみと寂寥感を抱いております。他方で天国の辻仲先生も、我々が明日へと前進することをご期待されているだろう…。そのような葛藤の中、本多晃元柏市長からは、日に影に温かい励ましをいただいております。私の政治活動に長年協力を惜しまず「地域の為」「人々の為」に働かれてきた本多晃さんならば、きっと天国の辻仲先生も微笑んでくださるだろう。こうした経緯で本多さんに次期櫻田義孝連合後援会会長をお引き受けいただくことになりました。本多晃さんと共に、柏・我孫子を千葉県を、そして日本国をさらにより良くしていくことこそ、辻仲康伸先生への御供養になると確信しております。この場をお借りして、皆様にご報告申し上げるとともに、本多晃新後援会長共々、今後さらなる皆様からの御厚情を賜ればと存じます。



本多 晃 (ほんだ・あきら) 主要プロフィール

1947年2月23日生 68歳
兵庫県出身。

東京大学工学部卒業後、
1971年 建設省（当時）に入省。
1991年 柏市助役
1993年 柏市市長初当選
2009年 市長引退（4期）
2015年7月
櫻田義孝後援会会長に就任

柏市長として、縦横無人の働きをしてきました。今でも地域の為に欠かせない人物です。

党員募集のお知らせ

【入党手続き】 桜田事務所までご連絡ください

【自民党員になると】2年間継続した党員は、自民党総裁選挙の有権者となります。また桜田義孝事務所より活動報告や行事案内をお送り致します。【党員種類】 一般党員 年間4,000円 家族党員 年間2,000円

桜田義孝柏事務所

〒277-0814 柏市正連寺374 TEL:04-7132-0881 FAX:04-7132-6456

桜田義孝国会事務所

〒100-8982 東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館1117号室

TEL:03-3508-7381 FAX:03-3508-3501

ホームページ <http://www.sakurada-yoshitaka.com/>

メールアドレス web@sakurada-yoshitaka.com

Twitter (ツイッター) <http://twitter.com/ysakurada>

☆メールアドレス登録で、桜田からの耳より情報を配信いたします！上記アドレスまでご連絡ください！

